

第48回(令和7年度)栃木県歯科保健賞要項

歯科保健の推進は、県民の健康保持増進、公衆衛生の普及向上につながるものである。栃木県歯科医師会が昭和52年に第29回保健文化賞の受賞を記念し、栃木県歯科保健賞を設定、栃木県歯科医師会・栃木県共催のもとに、第一生命保険株式会社栃木支社、宇都宮ヤクルト販売株式会社、両毛ヤクルト販売株式会社、古河ヤクルト販売株式会社の後援を得て、県内において歯科保健衛生の分野で、すぐれた業績を挙げた団体または個人の功績に対し、この賞を贈り顕彰する。

◇ 表彰対象

1. 地域社会の歯科保健衛生の向上普及に寄与し、著しい功績があったと認められるもの。
2. 学術研究等を通じて、歯科医療の向上に著しい業績があったと認められるもの。
3. その他、前各号のいずれかに準ずると認められる顕著な業績があったもの。
4. 既受賞団体(者)は、対象外とする。ただし、新規歯科保健事業の業績による場合は、この限りでない。

◇ 表 彰

栃 木 県 知 事 賞 (賞 状)

栃木県歯科医師会長賞 (賞状・賞金)

※ただし、受賞者が市町、公立学校及び公務員等の場合は、賞金に代えて記念品等を贈呈する。

◇ 表彰期日

令和7年11月

◇ 表彰場所

宇都宮市

◇ 審 査

別に定めた規則による。

第48回(令和7年度)栃木県歯科保健賞推薦要項

推薦にあたっての留意事項

1. 純学術的なものはなるべく避け、実際的なものであること。
2. 個人にあつては、業績年数が原則として7年以上であつて、現在継続して行われており、かつ、将来も期待できるものであること。
3. 団体にあつては、事業年数が原則として5年以上であつて、現在継続して行われており、かつ、将来も期待できるものであること。
4. 推薦分野は次のとおりとする。
 - (1) 母子歯科保健、学校歯科保健、食育の視点による歯科保健、産業歯科保健、障害者歯科保健、高齢者歯科保健、多職種連携による歯科保健
 - (2) 上記(1)の複数の分野にわたる歯科保健
 - (3) その他歯科保健と密接な関わりがある分野
5. 次の個人又は団体(以下「者」という。)は、原則として表彰の対象とならないので留意すること。
 - (1) 既受賞者は対象外とするが、次の者はこの限りではない。
 - ア 新規歯科保健事業の功績があつた者
 - イ 受賞後10年以上が経過し、その後さらに歯科保健事業の功績があつた者
 - (2) 社会通念上、表彰が不適切と認められる特段の事情がある者

推薦手続

1. 推薦用紙

所定の用紙(候補者調書)を使用すること。

 - (1) 団体関係

市町、保健所、学校並びに研究活動その他専門団体、職能集団等の活動について推薦する場合には、候補者調書団体の部の用紙を使用すること。
 - (2) 個人関係

事業または研究等について推薦する場合には、候補者調書個人の部の用紙を使用すること。

第 48 回 栃木県歯科保健賞受賞候補者調書 団体の部

〔推薦機関名〕

※ 番 号			表 彰 区 分	栃木県知事表彰 栃木県歯科医師会長表彰	
フリガナ			代 表 者	役職名	
施 設 ・ 団 体 名				フリガナ 氏 名	
主な事務所の所在地	〒		設 立 年 月	年 月	
			活 動 人 員	名	
所管健康 福祉センター・ 保健所名					
推 薦 分 野	該当するものを○で囲んでください。 1 母子歯科保健 2 学校歯科保健 3 食育の視点による歯科保健 4 産業歯科保健 5 障害者歯科保健 6 高齢者歯科保健 7 多職種連携による歯科保健 8 1～7以外の分野で功績のあった者 []				
推薦事業の 継続年数	年 月 (活動始期: 年 月頃)				
推薦事業に関する表彰歴			主な業績		
年 月	表彰名 (表彰区分・実施主体等)		年 月	内 容	期 間
賞 罰					

推薦概要

① 事業実績（対象者、事業内容、今後の展開等）

② 歯科保健・医療の向上への貢献度

（むし歯有病率の低下、県民の健康づくりへの意識向上など、具体的な効果が見られるか）

③ 先進性・独自性（最近の歯科保健のニーズを反映し、他にはない優れたものか）

④ 連携性・持続性

（多職種や行政、関係機関と連携して効果的な取組が行われており、今後も継続することが期待できるか）

※ 審査経過

※のついている欄は記入不要です。